

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			
組織	職務区分	適用区分	組織	職務区分	適用区分	
大学院	研究院長	I種	大学院	研究院長	I種	
	学府長	I種(生物システム 応用科学府長にあつてはII種)		学府長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)	
	研究科長	III種		研究科長	III種	
学部	学部長	I種	学部	専攻長(国際環境農学専攻及び産業技術専攻に限る。)	VI種	
	学科長	V種		学部長	I種	
図書館	図書館長	III種	図書館	図書館長	III種	
大学教育センター	センター長	III種	大学教育センター	学部長	VI種	
産官学連携・知的財産センター	センター長	III種		学科長	VI種	
国際センター	センター長	V種	図書館	図書館長	III種	
保健管理センター	センター所長	V種	大学教育センター	センター長	III種	
総合情報メディアセンター	センター長	V種		副センター長	V種	
研究戦略センター	センター長	V種	先端産学連携研究推進センター	センター長	III種	
	チーム長	VI種		副センター長	V種	
附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	IV種		チーム長(専任教員である者を除く。)	VI種	
	農学部附属動物医療センター長	V種	国際センター	センター長	IV種	
				副センター長	VI種	
			保健管理センター	センター所長	V種	
			総合情報メディアセンター	センター長	V種	

	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種	附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	IV種
教育研究評議会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種		農学部附属動物医療センター長	V種
事務局	事務局長	I種		農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種
	部長	II種	教育研究評議会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種
	事務長 課長(学生総合支援課長、研究支援課長、総務課長及び財務課長に限る。)	III種	事務局	事務局長	I種
	課長	IV種		部長	II種
	課長補佐及び事務長補佐(室長を命ぜられた者に限る。)	V種		事務長 課長(学生総合支援課長、研究支援課長、総務課長及び財務課長に限る。)	III種
事務局以外の事務組織	監査室長 課長	IV種	課長	IV種	
	課長補佐(室長を命ぜられた者に限る。)	V種	課長補佐及び事務長補佐(室長を命ぜられた者に限る。)	V種	
			事務局以外の事務組織	監査室長 課長	IV種
				課長補佐(室長を命ぜられた者に限る。)	V種

附 則 (25 細則第 4 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年 3 月 31 日において現にその職にある学科長については、引き続き在任する期間に限り、改正前の適用区分を適用する。